

富岡甘楽広域市町村圏振興整備組合障害者活躍推進計画

任命権者

富岡甘楽広域市町村圏振興整備組合理事長

富岡甘楽広域市町村圏振興整備組合消防長

富岡甘楽広域市町村圏振興整備組合教育委員会

この計画は、障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第36号）が施行されたことを受け、改正後の障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第7条の3第1項の規定に基づき、本組合の障害者活躍推進計画を作成するものである。

1 計画期間

令和2年4月1日～令和7年3月31日（5年間）

2 対象職員

富岡甘楽広域市町村圏振興整備組合事務局（以下「事務局」という。）職員

富岡甘楽広域市町村圏振興整備組合消防本部（以下「消防本部」という。）職員

富岡甘楽広域市町村圏振興整備組合教育委員会（以下「教育委員会」という。）職員

3 障害者雇用に関する現状と課題

（1）現状

ア 事務局は、職員定数14人の小規模な機関であり、一部の職員は組合の構成市町村からの派遣職員である。プロパー職員の人数と合わせても法定の障害者雇用人数が1人に満たない。

また、過去30年以上新規職員募集は行っていない。

イ 消防本部は、職員定数143人で、在職する常勤職員は消防吏員のみであるため、これまで職員の募集・採用は消防吏員に限り、障害者に限定した募集・採用は行っていない。

ウ 教育委員会は、職員定数9人の小規模な機関であり、職員は富岡看護専門学校、専任教員である。資格要件は、臨床経験が5年以上ある保健師、助産師又は看護師であるため、障害者に限定した募集・採用は行っていない。

また、法定の障害者雇用人数も1人に満たない。

（2）課題

今後、職員の採用等を進める中で、障害者採用等の可能性を検討するとともに、中途障害者（在職中に疾病、事故等により障害者となった者をいう。）となった職員が勤務を継続し活躍できる体制整備や取り組みを進めたい。

4 目標

(1) 採用に関する目標

職員の採用を進める中で、障害者採用等の可能性を検討するとともに障害者雇用の推進に関する理解を促進する。

(2) 定着に関する目標

なし（今後、障害者である職員の定着データを把握予定）

5 取組内容

(1) 障害者の活躍を推進する体制整備

ア 障害者雇用推進者として、事務局総務課長、消防本部総務課長及び富岡看護専門学校副校長を選任する。

イ 障害者職業生活相談員の選任義務の有無にかかわらず、障害者が在籍することとなった場合には、事務局総務課及び消防本部総務課に相談窓口を設置し、ネットワーク等により周知する。

ウ 障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、3か月以内に選任するとともに、当該選任しようとする者が資格要件を満たさない場合には、労働局が開催する障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。

(2) 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出

職員が中途障害者となり、従来の業務遂行が困難となった旨の相談があった場合は、労働局に相談しつつ本人の能力や希望も踏まえ、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討するとともに、当該職員が派遣職員である場合は派遣元との協議を密に行う。

(3) 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理

ア 相談窓口への相談のほか、人事評価面談の際、障害者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。

なお、措置を講じるにあたっては、障害者である職員からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。

イ 事務局及び教育委員会職員の募集・採用にあたっては、以下の取扱いを行わない。

- ・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。
- ・自力で通勤できることといった条件を設定する。
- ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。

(4) その他の人事管理

職員が中途障害者となった場合、円滑な職場復帰のために必要な職務選定、職場環境の整備や通院への配慮、働き方、キャリア形成等の取組みを行う。

6 その他

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達等の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。